

事業シート（概要説明書）

<b>事務事業名</b>		狭あい道路拡幅促進整備事業		<b>担当局・部名</b>		都市整備局 まちづくり事業部、企画部		
<b>根拠法令</b>		なし（狭あい道路拡幅促進整備要綱、 狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱）		<b>担当課名</b>		密集市街地整備担当 防災・耐震化計画担当		
<b>事業開始年度</b>		平成15年度		<b>作成責任者</b>		富川 薫・中野 直樹		
<b>実施方法</b> (該当するものすべてにチェック)		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 外部委託 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
<b>事業概要</b>	<b>目的</b> (何のために)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市では、老朽化した木造住宅が集積する密集市街地が「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地（約1,300ha）（以下「優先地区」という）」を中心に広がっており、全国的にみても最も深刻な状況となっている。このため、老朽木造住宅の建替えや除却の促進など、密集市街地の解消に向けた様々な取り組みを進めているところであるが、とりわけ、幅員が4mに満たない狭あい道路が多いことについては、災害時や緊急時における消火活動や避難、救助などに重大な支障となるばかりでなく、通風や採光の確保といった住環境の面においても課題となっていることから、早急な解消が喫緊の課題となっている。</li> <li>・本事業は狭あい道路の整備を支援し、幅員4mの道路空間を確保することによりこれらの課題を解消し、密集市街地における防災性及び住環境の向上を図り、安全で快適なまちづくりを推進することを目的としている。</li> </ul>						
	<b>対象</b> (誰・何を対象に)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「優先地区」内における幅員4m未満道路に接する敷地（私有地）で建替等を行う市民、法人・団体（民間企業）</li> </ul>						
	<b>事業内容</b> (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「優先地区」において、狭あい道路に面する建物の建替え等の際に、確実に後退部分の舗装整備等が行われるよう本事業を実施し、狭あい道路の解消を図っている。</li> <li>・本事業は、建替え時の様々な実情に対応するため、               <ul style="list-style-type: none"> <li>①本市が整備を行う「直接施工方式」</li> <li>②整備を自ら行う建築主に対して補助金を交付する「補助金方式」</li> </ul>               のいずれかを選択できるようにしている。             </li> <li>・事業を利用して舗装整備がされた部分には後退表示板を設置している。</li> </ul>						
	<b>実施済の外部委託の内容と実施主体</b>	委託内容	①の場合 拡幅整備工事請負（10,938千円）					
		実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> 外郭団体等 <input type="checkbox"/> 市民活動団体（NPOなど） <input type="checkbox"/> 市民活動団体（地域住民組織など） <input type="checkbox"/> その他 ( )					
<b>直接実施している業務の内容</b>	①の場合：工事の設計・契約・監理、工事関係先との協議など ②の場合：補助申請受付・書類審査など 【共通】制度の普及啓発、事前協議、現場調査、検査、支払い、事業の進行管理、制度の設計・検討など							
<b>事業の必要性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密集市街地の整備を進めるためには、狭あい道路の拡幅整備を着実に進めていく必要がある。</li> <li>・建築基準法では、幅員4mに満たない狭あい道路に面する建物を建替える場合、道路の中心線から2m後退することが定められているものの、後退部分を道路として舗装整備することまでは義務付けられていない。</li> <li>・そのため、建物本体は後退しても、道路形状になっていない後退部分については、時間の経過とともに、駐輪や植栽のスペースとなってしまったり、ひどいケースになると塀や門扉の設置、駐車スペースとして活用されてしまうケースも見受けられる。</li> <li>・このため、市が積極的に関与し、周辺住民にもわかる形で、後退部分の舗装整備や後退表示板を設置することにより、永続的に道路空間を担保し、狭あい道路の拡幅整備を着実に進めていくことが必要である。</li> </ul>							
<b>コスト</b>	平成21年度（予算）			人件費				
	<b>事業費</b>	21,622	千円	}	<b>職員構成</b>	概算人件費 (平均人件費×従事職員数)		<b>従事職員数</b>
	<b>人件費</b>	24,961	千円		担当本務職員	24,961	千円	3.1 人
	<b>総計</b>	46,583	千円		臨時職員他		千円	人

事業シート（概要説明書）

<b>総事業費</b> (単位：千円)	年度	総額	実施方法が外部委託の場合、委託料等を内数で記入		
	H19(決算)	33,709 千円	拡幅整備工事請負(9,553千円)		
	H20(決算)	43,941 千円	拡幅整備工事請負(18,126千円)		
	H21(予算)	46,583 千円	拡幅整備工事請負(10,938千円)		
<b>21年度総事業費内訳</b> (委託料等を明記)	●平成21年度歳出内訳 (46,583千円) 【人件費】 24,961千円 【物件費】 21,622千円 ・拡幅整備工事請負 (10,938千円) ・狭あい道路拡幅整備補助金 (10,684千円)		●平成21年度歳入内訳 ・国庫支出金 10,277千円		
<b>事業実績</b>	項目	単位	H19年度(実績)	H20年度(実績)	H21年度(予定)
	①直接施工方式	件	28	57	37
	②補助金方式		—	5	85
	事業利用(直接施工、補助金方式)による狭あい道路拡幅整備件数(合計)		28	62	122
建物更新時の狭あい道路整備率	%	61	70	75	
<b>単位当たりコスト</b> (総事業費/事業実績)	整備1件当たりコスト	千円/件	1,204	709	382
	道路整備1m当たりコスト	千円/m	109	67	44
<b>目指す成果</b> (今後どのような状態にしたいか、なるべく定量的に記入)	・建物更新時における狭あい道路整備率を100%にすることを目標としている。 ※建物更新時における狭あい道路整備率とは、当該年度内に建替等により道路中心線より2m後退をしなければならないもののうち、後退部分が道路として整備された件数の割合を示す。				
<b>達成状況</b> (目指す成果に対して、実施・達成した状況を記入)	・事業を実施して以降、建物更新時の狭あい道路整備率は、年々向上してきている。 ・これは、「優先地区」内で建替え等を行う際に対象となるすべての建築主等への狭あい道路の拡幅整備の必要性や制度の普及啓発により、一定の理解・周知がなされてきていることによるものであると考えている。				
<b>事業の自己評価</b> (今後の事業の方向性、課題等)	・本市の密集市街地整備が喫緊の課題であるなか、重要度の高い狭あい道路の拡幅整備は一定の進捗が見られる。 ・今後、狭あい道路の拡幅整備率を100%へと高めていくためには、町会等地域コミュニティを活かし、狭あい道路の拡幅整備の必要性をより一層市民に周知する必要があると、建替えの際には、拡幅整備が当たり前といった認識の定着化を図ることが必要である。				
<b>さらなる民間活用・市民協働推進の予定</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (予定する業務と、想定しうる実施主体を下欄に記入) <input type="checkbox"/> 無				
	業務内容	老朽木造住宅の建替え・耐震改修の促進や道路・広場の整備といった密集市街地の整備のための取り組みについて、地域住民と一体となって進めているところであり、狭あい道路の拡幅整備についても、他の密集市街地施策ともあわせ、広く普及啓発を行い、狭あい道路の現状や拡幅整備の必要性を市民に知ってもらうなど、市民協働のもと事業を推進していく。			
実施主体	<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> 外郭団体等		<input type="checkbox"/> 市民活動団体 (NPOなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 市民活動団体 (地域住民組織など)	<input type="checkbox"/> その他 ( )
<b>比較参考値</b> (他自治体での類似事業の例など)	■全市域において実施している政令市 仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、堺市、神戸市、広島市、福岡市 ■地区等を限定して実施している政令市 静岡市：都市計画区域内、浜松市：市街化区域等、名古屋市：密集市街地2地区(約130ha)、京都市：モデル実施1地区(東山区)				
<b>特記事項</b> (事業の沿革等)	平成15年度 事業創設。 平成20年度 「補助金方式」を創設し、「直接施工方式」との選択性とする。				

## 密集住宅市街地における取り組み

・密集住宅市街地の更新を促進するため、平成15年度に、不燃領域率( )等を指標として、「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(約1300ha)(優先地区)」を指定。「優先地区」においては、民間老朽住宅建替支援事業において補助金額を優遇したり、老朽木造住宅緊急除却事業、まちかど広場整備事業、狭あい道路拡幅促進整備事業などを実施することにより重点的に整備を進めている。

不燃領域率：地区内の耐火建築物や空地等の割合により、建物の焼失率を判断するための指標の一つ。不燃領域率が40%以上になると焼失率が急激に低下する。

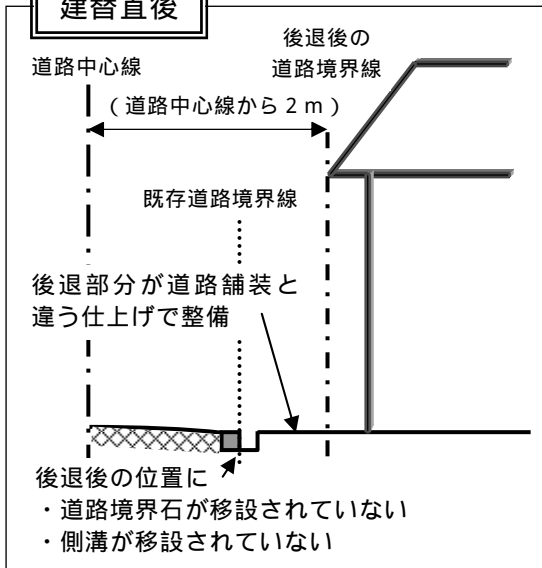
(建設省総合技術開発プロジェクト報告書による)

特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(約1,300ha)



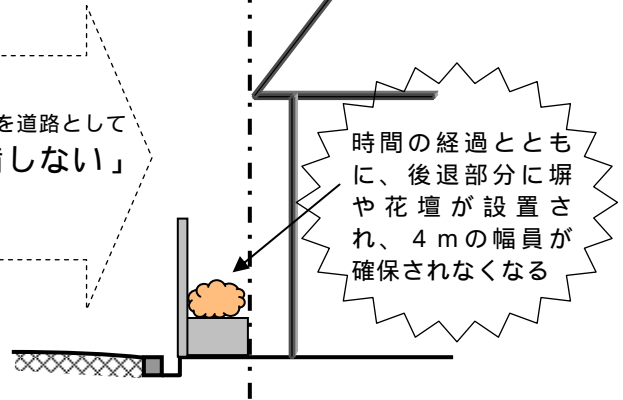
## 建築基準法による道路の拡幅

### 建替直後

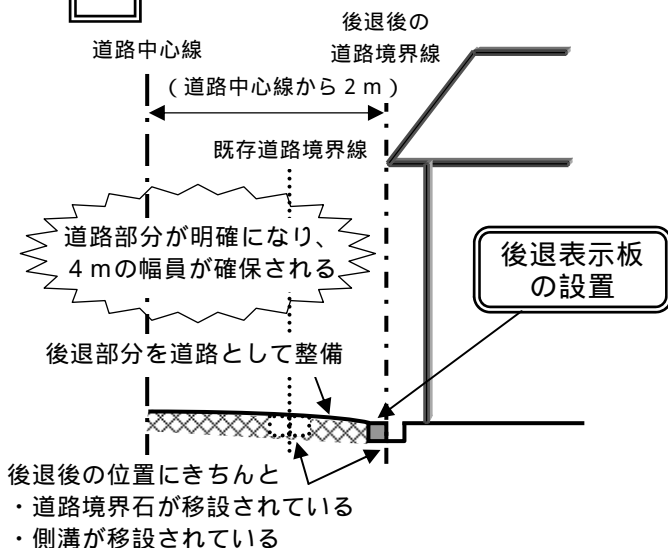


後退後の道路境界線

後退部分を道路として「整備しない」と...



後退部分を道路として「整備する」と...



## 狭あい道路における課題

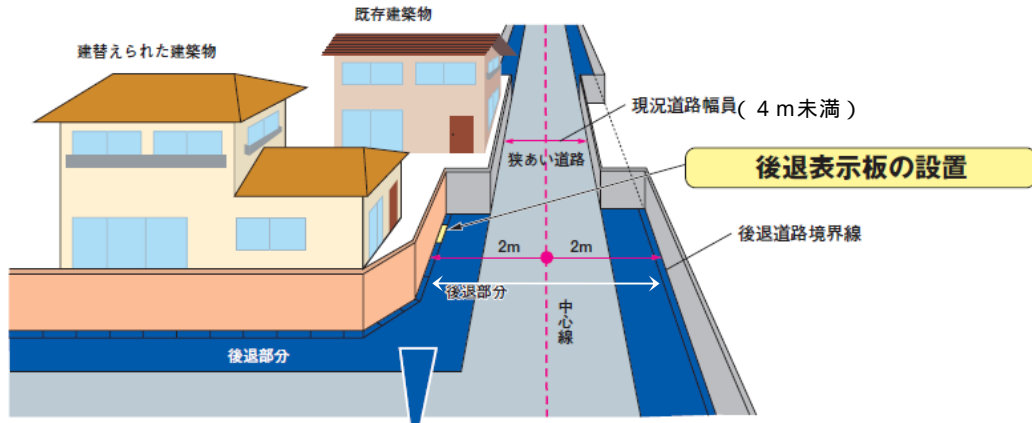
地震や火災などの緊急時には

- ・救急車や消防車が入りにくい。
- ・避難や消防・救助活動がやりにくい。
- ・火災が起きたとき、延焼しやすい。
- ・大地震時には、建物等の倒壊により道路が塞がれる。

住環境面では

- ・日照、通風が悪い。
- ・歩行しにくく自転車も走りにくい。
- ・ゴミ収集車や介護サービス車両が入りにくい。

## 狭あい道路拡幅促進整備事業の概要



### 後退部分の整備について

整備工事を大阪市に依頼

または

自分で整備し補助を受ける

#### ■工事内容

以下の項目を大阪市が直接施工  
 道路境界石の設置  
 後退部分等の舗装

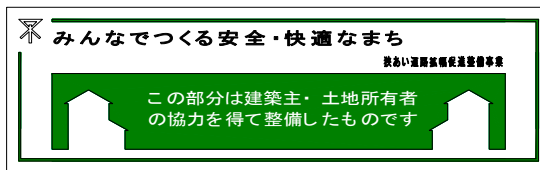
#### ●補助対象項目

以下の項目の費用の一部を大阪市が補助  
 道路境界石の設置費  
 後退部分の舗装費  
 側溝等の整備費

#### ●補助金額

実際に整備に要した費用と市が規定する金額により算出した額の低いほうの金額の2/3以内

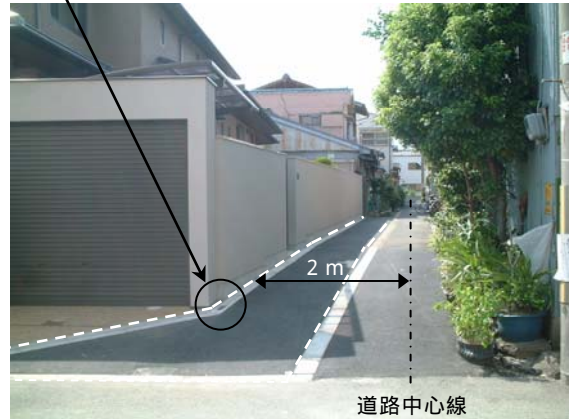
### 整備後の後退部分に後退表示板を設置



大きさ 22.5cm x 7cm



整備前



整備後